

附属機関の概要

(令和5年7月4日現在)

附属機関等の名称	浦安市青少年センター運営協議会
設置根拠	浦安市青少年センター設置条例第5条
設置の趣旨、必要性等	青少年センターの適切な運営を図るため、浦安市青少年センター運営協議会を置く
設置年月日	昭和57年4月1日
所管事項	青少年センターの運営に関すること
公開、非公開の別	非公開
非公開とする理由	個人や特定の学校等の報告、情報提供、質疑が行われる協議会であり、その内容を公開すると個人のプライバシーを侵害することとなるため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）
委員の人数・任期	11人・2年
委員の報酬等	会長 9,500円/日額、委員 9,000円/日額
所管部署	生涯学習部 青少年センター
備考	